

【運動療育クラブゆかりの非常災害対策計画】

地震、水害、火災その他の災害に対処するため、ここに非常災害対策計画を定める。
当マニュアルは、利用者およびスタッフに大きな被害をもたらすあらゆる災害に対し備える為のものである。

1. 基本方針

第1に、人命の保護を最優先する。

第2に、余力がある場合には近隣地域への協力を当てる。

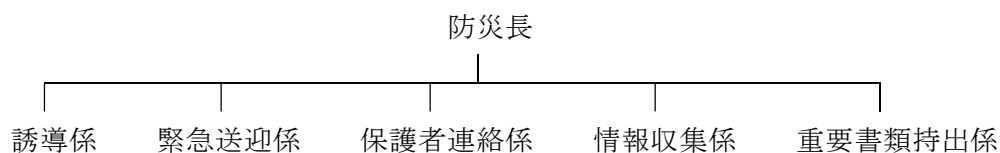
当マニュアルによって迅速的確な対応をすることが、災害による被害を軽減することとなるので、全スタッフは、予めこの内容をよく理解しておかなければならない。

2. 事業所の立地条件

当事業所は泉北丘陵の竹城台近隣センター内にあり北側の斜面は木々が茂った竹城公園がある。また直線距離で約60mのところには竹城台小学校があり災害時の指定避難場所となっている。

3. 組織体制

運動療育クラブゆかり非常災害対策組織図



任務の役割

- ・防災長 森崎光展 → 防災対策上重要事項の決定、指示、命令、報告
- ・誘導係 廣瀬直子 → 利用者、スタッフの人員把握及び誘導
- ・緊急送迎係 朝野未楓 → ケガ人等を病院へ送迎

利用者送迎のための安全確認情報収集

- ・保護者連絡係 玉上光世 → 利用者の現状報告
- ・情報収集係 玉上光世 → 災害の規模や道路状況の情報収集
- ・重要書類持出係 森崎光展 → 個人情報保護、今後の円滑な支援運営

4. 緊急連絡網

利用者連絡網 別紙

- 職員連絡網 ① 森崎→廣瀬→朝野→玉上→坂本→古見(章)→古見(裕)
② 森崎→全員

注意事項

- (1) 災害が発生した時、速やかに指定された次の方へ連絡する。
- (2) 長電話はさけて、連絡は簡潔に行う。
- (3) 次の利用者(スタッフ)と連絡がとれないときは、飛ばして次へ連絡する。
- (4) 被災して怪我をした時は、必要なサポートをする。
- (5) この緊急連絡網は、防災長からの情報伝達用連絡網としても使用される

5. 情報の収集と提供

項目	方法
利用者およびスタッフの安否確認	緊急連絡網により電話確認
ライフラインの被害状況	電話、電気、水道の確認
設備、物品等の被害の把握	書庫、パソコン、プリンタ等の確認
関係機関との連絡	関係防災情報一覧表やテレビ・ラジオ・インターネットで確認

関係防災情報一覧表

行政情報	消防 南消防署	072-299-0119
	警察 堺南警察署	072-291-1234
	堺市 子ども家庭課	072-228-7331
インフラ情報	電気 関西電力南大阪営業所	0800-7778-024
	水道 堺市市役所上下水道局お客様センター	072-251-1132
	電話 NTT西日本	0120-248-995

注意事項

- (1) 利用者およびスタッフの安否確認を行う。
- (2) けが人の有無(傷病程度も)を把握し、必要な応急措置を行う。
- (3) 収集した情報は、(誰にもわかる方法により)、情報の一元管理を図る。
- (4) 勤務時間外に発生した場合には、参集者で非常災害対策を立ち上げる。

6. 非常災害時の応急救護・初期消火・避難行動等

初期活動一覧表

応急	スタッフによる応急措置	とりにあらずスタッフによる応急手当を実施する
救護	医療機関への搬送	119番通報により救急車を要請する。 同時多発災害の場合は、送迎車により最寄りの病院へ搬送する
初期消火	火の始末	地震発生後、建物内の火気使用場所を点検する。
	初期消火	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる。 ・ 119番通報を行う。 ・ 火災が大きくならないうちに初期消火に努める。 (消火器、消火栓、水バケツ等) ・ 電気のブレーカーを落とす。
避難移動	避難場所	竹城台小学校（徒歩1分）
	非常持ち出し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用ナップザックを準備し、次のものを収納しておく。 応急手当セット、ラジオ、懐中電灯、名簿等

7. 災害予防策

事業所設備の耐震強化

- (1) 看板、ブロック、ガラス等の落下転倒防止対策を実施する。
- (2) ロッカー等什器の転倒防止を実施する。
- (3) 湯沸かし器等火気使用設備、消火器等の安全確認と点検を実施する。
- (4) コンピューター、複写機、FAX等情報機器類の安全対策を実施する。

8. 重要書類の保管

- (1) 重要書類は、鍵付き書棚に保管する。

9. 防災訓練・防災教育

防災訓練

有事の際に迅速かつ的確に行動がとれるよう、総合防災訓練を毎年1回以上実施する。

訓練には、次の事項を盛り込む

- (1) 地震発生時の初期対応に関すること

- (2) 情報の収集、伝達に関する事
- (3) 火災発生時の対応に関する事
- (4) 救出救護に関する事
- (5) 通報・初期消火・避難に関する事
- (6) 水害等の災害に関する事

防災教育

次の教育を毎年1回以上実施する。

- (1) 防災計画について
- (2) 災害の一般知識について（地震、水害、火災等）
- (3) 応急処置について

その他

消防機関などが行う応急手当普及員講習会への参加や府・市町村が行う防災講演会、講習会などに積極的に参加し、防災意識の向上を図る。